

(別紙2)

特別支援学校教諭二種免許状(知・肢・病)の単位修得方法について

1 免許申請に必要な所要資格

特別支援学校教諭二種免許状の取得には、下記6単位分の単位修得と、基礎となる免許状(小学校、中学校、高等学校、幼稚園のいずれかの普通免許状)の校種で常勤での在職年数が3年以上であることが必要です。

※講習は実務を3年経験した後から受講可能とします。

		免許法施行規則に定める科目区分等		開設科目名	単 位 数	開 設 年 度
1	第 1 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育基礎論	1	R7
2	第 2 欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育総論	1	R7
3				肢体不自由教育総論	1	R8
4				病弱教育総論	1	R8
5	第 3 欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	発達障害・重複障害教育総論(その1)	1	R7
6				発達障害・重複障害教育総論(その2)	1	R8
合 計					6単位	

2 単位習得について

○同じローテーションで毎年3講座ずつ開設する予定です。

○既に修得済みの単位をお持ちの方が必要単位のみ履修していただくことも可能です。

本県では、令和5年度以降に奈良県公立学校教員採用試験により新規採用された小学校教員を対象に「特別支援学校教諭二種免許状」の取得を推奨していきます。対象者が受講資格を得る令和8年度以降は、募集枠にゆとりがなくなる可能性があります。現職の先生方で免許取得を希望される場合は、令和5～7年度中の受講をご検討ください。